

西東京市児童育成手当条例（平成13年西東京市条例第109号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの（育成手当）

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	西東京市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	57-2：児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	西東京市児童育成手当条例（平成13年西東京市条例第109号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの（育成手当）
②番号法別表の項	56	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	81	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		西東京市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第3の項 西東京市児童育成手当条例（平成13年西東京市条例第109号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの（育成手当）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第1条	西東京市児童育成手当条例（平成13年西東京市条例第109号）第1条及び第3条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて（児童）の（福祉の増進）を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、児童育成手当（以下「手当」という。）を支給することにより、児童の心身の健やかな成長に寄与し、もつて（児童）の（福祉の増進）を図ることを目的とする。 第3条手当は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給要件児童」という。）の保護者であって、西東京市の区域内に住所を有するものに支給する。（1）父若しくは母が死亡し、若しくは規則で定める程度の障害の状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童

⑦独自利用事務の関連規範		西東京市児童育成手当条例西東京市児童育成手当条例施行規則
--------------	--	------------------------------

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項1号	西東京市児童育成手当条例第5条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	児童育成手当（うち育成手当に限る）の受給資格及び手当の額の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項1号ロ	西東京市児童育成手当条例第3条第1項第1号西東京市児童育成手当条例施行規則第7条第5号及び第7号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項1号ハ	西東京市児童育成手当条例第3条第2項第2号西東京市児童育成手当条例施行規則第6条第1号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項1号ニ	西東京市児童育成手当条例第3条第2項第2号西東京市児童育成手当条例施行規則第6条第1号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事

③提供を求める利用特定個人情報	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。）	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。）
-----------------	--	--

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項1号カ	西東京市児童育成手当条例第3条西東京市児童育成手当条例施行規則第7条第3号及び第4号
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める利用特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項1号ハ	西東京市児童育成手当条例第3条第2項第1号西東京市児童育成手当条例施行規則第3条、第4条、第5条第2項、第7条第8号及び第9号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項1号ト	西東京市児童育成手当条例施行規則第7条第1号及び第10条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

利用特定個人情報7

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項1号フ	西東京市児童育成手当条例第3条第2項第2号西東京市児童育成手当条例施行規則第6条2号
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める利用特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報
-----------------	--	--

利用特定個人情報8

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項1号イ	西東京市児童育成手当条例施行規則第7条様式第1号
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める利用特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項3号	西東京市児童育成手当支給条例第11条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）第三条の二第一項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務	変更の届出（育成手当に限る）に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項3号	西東京市児童育成手当条例第3条第2項第1号西東京市児童育成手当条例施行規則第3条及び第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項6号	西東京市児童育成手当条例第11条西東京市児童育成手当条例施行規則第13条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	現況の届出（育成手当に限る）に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項6号ロ	西東京市児童育成手当条例第3条第1項第1号西東京市児童育成手当条例施行規則第1条及び第7条第5号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項6号ハ	西東京市児童育成手当条例第3条第2項第2号西東京市児童育成手当条例施行規則第6条第1号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項6号ニ	西東京市児童育成手当条例第3条第2項第2号西東京市児童育成手当条例施行規則第6条第1号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。）	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。）

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項6号ハ	西東京市児童育成手当条例第3条第2項第1号西東京市児童育成手当条例施行規則第3条、第4条、第7条第8号及び第9号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項6号ト	西東京市児童育成手当条例施行規則第13条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項6号フ	西東京市児童育成手当条例第3条第2項第2号西東京市児童育成手当条例施行規則第6条第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項7号	西東京市児童育成手当条例第11条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の二の障害の状態の届出に係る事実についての審査に関する事務	変更の届出（育成手当に限る）に係る事実についての審査に関する事務（障害の程度の審査に限る）

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項7号イ	西東京市児童育成手当条例第11条西東京市児童育成手当条例施行規則第1条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項7号ロ	西東京市児童育成手当条例第11条西東京市児童育成手当条例施行規則第1条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報	知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	児童育成手当の申請者及び受給者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月17日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	18
保護評価書の名称	児童手当等に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E8%A5%BF%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E5%B8%82&ev_name=%E5%85%90%E7%AB%A5%E6%89%8B%E5%BD%93%E7%AD%89&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=27&opn_date_from_month=1&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=4&opn_date_to_day=23&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2